

発議案第 10 号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 5 年 12 月 21 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 川崎 浩之

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例
第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 230」に改める。

第 2 条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日か
ら施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の鴨川市議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定
による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による
期末手当の内払とみなす。

(資料)

令和5年第4回
鴨川市議会定例会

— 発議案説明資料 —

令和5年12月21日提出

発議案第 10 号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

議会の議員の期末手当の支給率について、一般職の職員及び常勤の特別職の職員の期末手当の支給率の改定に準じた改定を行うため、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 36 号）の一部を改正するもの。

2 内容

(1) 令和 5 年 12 月の期末手当の支給率の改定（第 1 条関係）

期末手当の支給率について現行の 100 分の 220 を 100 分の 230 に改める。

(2) 令和 6 年度以降の期末手当の支給率の改定（第 2 条関係）

6 月及び 12 月の期末手当の支給率を 100 分の 225 とする。

支給月	現行	～	令和 5 年度分（第 1 条による改定）	～	令和 6 年度以降分（第 2 条による改定）
6 月	100 分の 220		100 分の 220		<u>100 分の 225</u>
12 月	100 分の 220		<u>100 分の 230</u>		<u>100 分の 225</u>
計	100 分の 440		100 分の 450		100 分の 450

3 施行期日

公布の日。ただし、上記 2 の(2)については令和 6 年 4 月 1 日とし、上記 2 の(1)については令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

(第1条) 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>

(第2条) 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。